



平成 23 年 6 月 17 日

各位

会社名	曙ブレーキ工業株式会社
代表者名	代表取締役社長 信元 久隆
コード番号	7238・東証一部
問合せ先	広報室長 新井 良夫
TEL	03-3668-5183

ストックオプション（新株予約権）の発行内容等に関するお知らせ

平成23年6月17日開催の当社取締役会において、平成23年6月17日開催の当社第110回定時株主総会で承認されました会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づくストックオプションとして発行する中期及び長期の2種類の新株予約権について、具体的な発行内容を下記のとおり決定いたしましたのでお知らせします。

記

I. 中期新株予約権

1. 新株予約権の割当日
平成23年6月20日
2. 新株予約権の発行数
1,010個（新株予約権1個当たりの株式数を100株とする）
3. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
当社普通株式101,000株。
4. 新株予約権の発行価額
金銭の払込みを要しない。
5. 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額
新株予約権の行使時の1株当たりの払込金額は1円とする。
6. 新株予約権を行使することができる期間
平成26年6月21日（平成26年6月20日以前に新株予約権者が当社の取締役もしくは取締役を兼務しない役付執行役員を退任又は死亡した場合はその翌日）から3年間とする。（同期間経過前に新株予約権者が当社の取締役もしくは取締役を兼務しない役付執行役員を退任又は死亡した場合は7①に定める期間）
7. 新株予約権の行使の条件
 - ① 新株予約権者は、当社の取締役又は取締役を兼務しない役付執行役員を退任した場合には、退任した日の翌日から10日を経過するまでの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。但し、新株予約権者が死亡した場合はこの限りではない。
 - ② 各新株予約権1個当たり的一部行使はできないものとする。また、権利行使は、新株予約権1個単位（100株単位）で行うものとする。
 - ③ 新株予約権者が死亡した場合、法定相続人に限り新株予約権の行使ができる。ただし、相続人は、当該新株予約権者が死亡した日の翌日から4ヶ月を経過する日までの間に限り、新株予約権の行使ができる。
 - ④ 新株予約権の行使前に以下の事由が発生したときは権利を喪失する。

1. 禁錮刑以上の刑に処せられたとき。
 2. 懲戒解雇又は就業規則その他の社内規則違反により格下げの処分を受けたとき。
 3. 自ら権利の放棄の申し出があったとき。
 4. 新株予約権割当契約の規定に違反したとき、又は会社との間の信頼関係を著しく損なう行為があったと会社が認めたとき。
8. 新株予約権の割当の対象者及びその人数並びに割当て新株予約権の数
- | | | | |
|-----------------|----|------|--|
| 取締役（社外取締役を除く） | 6名 | 754個 | |
| 取締役を兼務しない役付執行役員 | 4名 | 256個 | |

II. 長期新株予約権

1. 新株予約権の割当日
平成23年6月20日
 2. 新株予約権の発行数
2,057個（新株予約権1個当たりの株式数を100株とする）
 3. 新株予約権の目的となる株式の種類および数
当社普通株式205,700株。
 4. 新株予約権の発行価額
金銭の払込みを要しない。
 5. 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額
新株予約権の行使時の1株当たりの払込金額は1円とする。
 6. 新株予約権を行使することができる期間
平成23年6月21日から平成53年6月20日までの30年間とする。（同期間経過前に新株予約権者が当社の取締役もしくは取締役を兼務しない役付執行役員を退任又は死亡した場合は7①に定める期間）
 7. 新株予約権の行使の条件
 - ① 新株予約権者は、当社の取締役又は取締役を兼務しない役付執行役員を退任した日の翌日から10日を経過するまでの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。但し、新株予約権者が死亡した場合はこの限りではない。
 - ② 各新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。また、権利行使は、新株予約権1個単位（100株単位）で行うものとする。
 - ③ 新株予約権者が死亡した場合、法定相続人に限り新株予約権の行使ができる。ただし、相続人は、当該新株予約権者が死亡した日の翌日から4ヶ月を経過する日までの間に限り、新株予約権の行使ができる。
 - ④ 新株予約権の行使前に以下の事由が発生したときは権利を喪失する。
 1. 禁錮刑以上の刑に処せられたとき。
 2. 懲戒解雇又は就業規則その他の社内規則違反により格下げの処分を受けたとき。
 3. 自ら権利の放棄の申し出があったとき。
 4. 新株予約権割当契約の規定に違反したとき、又は会社との間の信頼関係を著しく損なう行為があったと会社が認めたとき。
 8. 新株予約権の割当の対象者及びその人数並びに割当て新株予約権の数
- | | | | |
|-----------------|----|--------|--|
| 取締役（社外取締役を除く） | 6名 | 1,537個 | |
| 取締役を兼務しない役付執行役員 | 4名 | 520個 | |

（注）上記に記載した事項以外の新株予約権の発行要領等につきましては、平成23年5月17日に開示しております。

（平成23年5月19日に一部訂正し開示）

【ご参考】

- (1) 第110回定時株主総会付議のための取締役会決議日
平成23年5月17日
- (2) 第110回定時株主総会の決議日
平成23年6月17日

以上